

## 鳥取県告示第397号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成22年8月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成22年6月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとり・トラベルボランティア・ネットワーク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

安川 敦子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡南部町池野553-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障がい者を有する人や、配慮が必要な高齢者その他の社会的な障壁等の何らかの要因により支援を必要とする方々に対して、まごころのこもった旅への相談サービスや障がいの状況に応じた旅行の支援活動に関する事業を行い、その貴重な旅を通してすべての人々が、人間として生きる喜びや新たなチャンスを創り出す機会として夢を適えることができる心豊かなやさしい社会の実現に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

名称、目的、事業、種別、種別及び定数